

# 東入間警察署ニュース

令和7年11月

[第265号]

自転車を利用する皆さんへ

2026年4月1日から

## 自転車の違反に「青切符」が導入!

青切符(交通反則通告制度)とは、一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終結される(いわゆる「前科」もつかない)という制度です。一方、飲酒運転や妨害運転等はこれまでと同様に赤切符が適用(刑事手続きに移行)されます。

対象  
16歳以上  
※運転免許の有無は関係なし

詳しくはこちら!



青切符の導入について

しっかり学ぼう!



交通安全  
eラーニング

### 悪質・危険な違反が青切符の対象です!(一例)



\*1 自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは「普通自転車」は歩道を通行することができます。

●道路標識や道路標示で歩道を通行することができるとされているとき

●13歳未満の子供や70歳以上の高齢者又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

●車道又は交通の状況に照らして通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ないと認められるとき

ただし、歩道は歩行者が優先です!



青切符の導入により、検挙後の手続きは大きく変わります。しかし、自転車の基本的な交通ルールや交通違反の指導取締りについての考え方は変わりません。

命を守るために「ヘルメット」を着用し自転車を安全に利用しましょう。



### 交通事故! 年末特別警戒



### 年末特別警戒

#### 発生時間別 人身事故件数グラフ

県内過去5年(令和2年~6年)人身事故件数



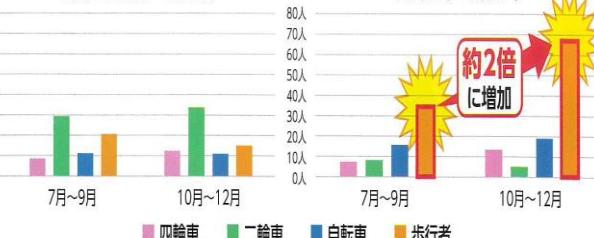
10月~12月の年末3か月は  
午後5時台、6時台に  
人身事故の発生が大きく増加!



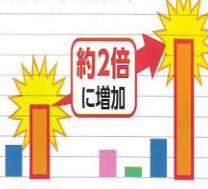
#### 年代別 状態別 交通事故死者数グラフ

県内過去5年(令和2年~6年)交通事故死者数

#### 高齢者以外(64歳以下)



#### 高齢者(65歳以上)



年末3か月は交通事故による  
歩行中の高齢者の死者が大きく増加!

大切な命を守るために、交通事故に遭わない、起こさないように対策をしましょう!

